

○御殿場市犯罪被害者等支援条例

令和5年3月23日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 関係機関等 国、静岡県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 市民等 市民及び市内に居住し、通勤し、又は在学する者及び市内において事業活動を行うものをいう。
- (6) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が置かれている状況についての無理解、配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、二次被害の有無等、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう行

われるとともに、二次被害及び再被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

2 市は、前項の規定による相談、情報提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の給付)

第7条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、見舞金を給付することができる。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第8条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第9条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害及び再被害の発生の防止の重要性、犯罪被害者等支援のための施策等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。